

令和3年4月30日

長久手市議会
議長 青山直道 様

長久手市議会
議会改革特別委員会委員長 山田かずひこ

長久手市議会基本条例の運用課題の検討結果について（報告）

長久手市議会基本条例の課題の検討を下記の通り行い、結果をまとめましたので報告いたします。

記

1 議会改革特別委員会の設置目的

平成31年2月14日に議会基本条例検証会議にて議会基本条例の検証を行った結果、運用面での課題が見つかり、議会改革特別委員会を設置し、検討することとなった。

2 委員の定数 6名

委員長	山田かずひこ	副委員長	山田けんたろう
委員	石じまきよし	委員	伊藤祐司
委員	木村さゆり	委員	富田えいじ

3 所管事項

- ① 議会広報・広聴について
- ② 反問権について
- ③ 所管事務調査（視察）について
- ④ 議員間討議について
- ⑤ 市民アンケートの定期実施について
- ⑥ 議会改革を推進するため必要と認める事項について

4 開催状況と検討結果

別紙のとおり

5 引継事項

① 市民アンケートの定期実施

アンケート調査は、広報広聴協議会へ引き継ぐこととした。ICT化が進む中で、従来どおりの郵送にとらわれず、新しいアンケート調査の方法、内容、回収後の市民への回答について、広報広聴協議会で検討していただきたい。

② 所管事務調査

委員会視察について規定がないため、今後取り組んで行くことを一覧表にまとめた。明記せずに全議員が共通認識をもって取り組むこととしたため、今後どのように認識させていくかが課題である。

③ 予算決算委員会の在り方

2つの常任委員会分科会であるため、審査する所管の担当課の比重に差があり審査時間の違いが生じている。委員会条例の改正も含めた検討が必要である。現状、予算決算委員会は、所管の委員会分科会へ送付し、審査している。予算決算委員会として、今後取り組んで行くことを一覧表にまとめた。

④ タブレット導入

タブレット導入に当たり、本委員会では使い方やルールを決める予定であったが、次の検討の場に引き継ぐこととし、活用方法等の意見としてまとめたので、参考にしていきたい。

6 むすびに

令和2年3月に議会改革特別委員会が設置され、16回の委員会を開催し、議会基本条例の運用課題を中心に、他の地方議会における先進的な事例も参考とし、各委員が丁寧に検討を進め、議会改革の推進に取り組んだ。

議会基本条例に定められていても実施されていなかった事項については、実施できるよう申合せ事項の見直しや、共通認識を持ってもらうよう意見をまとめた。また、さらなる広報広聴の充実を図るため、新たに広報広聴協議会設置に向けて要綱案を作成し、会議規則、議会基本条例の改正につなげた。

議会基本条例は、議会における最高規範であり、さらに市民の負託に応えられる議会となるために、今回の運用課題の検討結果を全議員が共有し、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

市民に開かれた議会とするために、今後も議会基本条例に基づき、さらに議会改革の取り組みが推進されるようお願いし最終報告とする。

議会改革特別委員会開催状況

回	開催日及び会議名	協議内容
1	令和2年4月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の互選:木村さゆり委員長、山田けんたろう副委員長を選出 ・検討項目の確認 ・委員会の期間について ・議会広報・広聴について
2	令和2年5月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選任:山田かずひこ委員長
3	令和2年5月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報・広聴の常任委員会化に向けて ・委員会の開催回数について ・本市議会の録画映像について(近隣市の状況について)
4	令和2年5月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市の録画・ライブ配信の状況について ・広報・広聴委員会の所管について ・市民アンケート調査について
5	令和2年6月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴委員会の設置目的、名称、体制、設置時期について ・市民アンケート調査について ・議会ライブ中継について ・反問権について
6	令和2年6月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴委員会の位置付け ・市民アンケート調査について ・反問権について
7	令和2年7月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について ・市民アンケート調査について ・反問権について ・議員間討議について
8	令和2年8月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(先進地への質問事項について会派の意見) ・議員間討議について(事前配布検討事項の会派の意見)
9	令和2年9月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(質問事項の確認) ・議員間討議について(他市議会の録画、会議録を見たうえでの各委員の意見)
10	令和2年10月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について ・議員間討議について ・委員会の活動(所管事務調査)について ・録画映像配信のスマホ対応について

11	令和2年11月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(組織について) ・議員間討議について(討議の方法について) ・委員会の活用(所管事務調査について) ・録画映像配信のスマホ対応による過去の録画映像について
12	令和2年12月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(組織及び規程等について) ・議員間討議について(申合せ事項改正案について) ・行政視察の在り方について ・予算決算委員会の在り方について ・タブレット導入について
13	令和3年1月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(要綱案・組織図案・会議規則改正案・議会だより編集要領改正案・フェイスブック基本方針改正案) ・議員間討議について ・所管事務調査について ・予算決算委員会の在り方について
14	令和3年2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴に関する協議の場について(要綱案・議会基本条例改正) ・所管事務調査について ・予算決算委員会の在り方について ・タブレット導入について
15	令和3年3月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間討議の検証について ・所管事務調査について(共通認識の内容) ・予算決算委員会について(取り組み方) ・タブレット導入について
16	令和3年4月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・録画映像配信について(過去の録画映像配信) ・議員間討議について(執行部の退席) ・タブレット導入について

課題ごとの検討内容と結果

① 議会広報・広聴について

第8条 「市民参加及び市民との連携」

第17条 「議会広報の充実」

【検討内容】

市民に対する情報開示、見える化を更に進めるため、議会だより、ホームページ、議会議中継のライブ配信、録画映像のスマートフォン対応、議会報告会の開催等の実施について検討する。

広報広聴協議会設置に向けて、設置目的、所管事項、体制、設置時期について検討する。

【検討結果】

本会議の中継について、近隣市の状況を確認し、できるだけ費用をかけずにできる配信方法を調査した。結果、平成30年度決算額に約70万円程の費用負担で録画映像のスマートフォン対応ができることがわかった。

スマートフォン等で視聴できるように令和3年第2回定例会から録画映像配信システムを切替えることとした。過去の一般質問録画映像は任期中の令和元年第2回定例会から配信することとした。議会録画映像配信業務運営要綱改正案を議長に報告し、議会運営委員会で諮ることとする。

広報広聴委員会を常任委員会化することで議論を進めてきたが、「協議の場」としての位置付けにすることに決定した。

「協議の場」としても、全議員が関わり広報と広聴に分けて行うのか、少人数で行うのかを先進市に視察に行くのが良いが、コロナ禍ということもあり、先進地に質問を送り、回答を確認し、全員で行うことに決定した。

議会だよりについては、委員会等を改選する令和3年5月臨時会において、広報広聴協議会へ引き継ぐこととした。

組織については、広報広聴協議会の下に、「広報部会」「広聴部会」を置き、会長1人（副議長）、副会長2人（広報部会長、広聴部会長）とした。

広報広聴協議会の要綱を新たに作成することとし、議会だより編集要領、フェイスブック基本方針については、設置に係る文言だけを変えることとした。

会議規則改正案、議会基本条例改正案を議長に報告し、議会運営委員会に諮り、令和3年第1回定例会で議決された。

② 反問権について

第9条 「市長等との関係」

【検討内容】

長久手市議会反問実施要綱があるが、これまで一度も実施されたことがないため、反論も含め必要かどうかを検討する。
長久手市議会反問実施要綱の見直しについて検討する。

【検討結果】

現状において答弁の中で反問している。このままでも良いが執行部は反問権を使わないと思われる。反問権を付与したのであれば実行できるようにした方が議論が深まり良い。さまざまな議論をした中で、反問実施要綱については、現状のままとすることにした。

③ 所管事務調査(視察)について

第12条 委員会の活動

【検討内容】

委員会視察の在り方を検討する必要がある。
申合せ事項に所管事務調査(委員会視察)について、規定がないため、申合せ事項に明記するかどうか。

【検討結果】

各会派から出された意見を一覧にまとめ検討した。明記することなく、全議員が共通認識を持ち、取り組んでいくこととした。

④ 議員間討議について

第13条 議員間討議の促進

【検討内容】

今まで実施していないのはなぜか。実施するためにはどうしたらいいのか。必要かどうかを検討する。

申合せ事項の内容を検証する。先進地の録画を視聴する。

【検討結果】

なぜ実施できていないのか。実施するためにはどうしたらいいのかを議論した。その中で

- ・申合せ事項の内容を実施しやすいように変更していく。
- ・もう少し細かい実施要綱やマニュアルを定める手順が必要。
- ・とりあえず試行でやってみる。その中で、申合せ事項を見直していく。

などの意見があり、申合せ事項を見直し整理するため、各会派にアンケート形式で依頼をしたが、まずは実施してみる事となった。

また、先進議会の録画を視聴、会議録を参考にした結果、討議の申し出が課題であるとの意見で、全議員に確認することとなった。

委員会の中で、議員間討議の意向表明について、申合せ事項4.「委員は、開会日までに」⇒「委員は、委員会開会の前日までに」と変更することに決定した。議員間討議の促進に関する申合せ事項改正案を議長へ報告し、議会運営委員会に諮り改正され、令和3年第1回定例会より実施することとなった。

2月22日総務くらし建設委員会にて実施した。

議員間討議実施後、検証し、委員長の裁量に任せ、時間の制限はしないこととする。執行部については、市長は、議員間討議開始時に退席し、議員間討議終了後、暫時休憩とし入室することとした。

⑤ 市民アンケートの定期実施について

議会基本条例検証会議検証報告(条例の運用についての重点項目)

- ・市議会に対する市民の意見を聞くためのアンケートを定期的実施すべきである。

【検討内容】

前回のアンケート調査は、議会基本条例を制定するために実施したものである。以来アンケート調査は行っておらず、議員活動を知ってもらうこと、市民の考え方を知る必要がある。

従来どおりの郵送による方法でよいのか、何か新しいアンケート調査の方法はないのかを検討する。議会だよりにハガキを挟み込む。また、QRコードを読み取るなどの方法を検討する。

【検討結果】

令和3年度、市民アンケート調査を実施することに決定した。アンケート内容、アンケートの配布方法、アンケート回収後の市民への回答については、「協議の場」としての広報広聴協議会(令和3年5月設置予定)へ引き継ぐこととした。これらが決まり次第、予算要求していくことから議長へ予算の確保を依頼した。

⑥ 予算決算委員会の在り方について

【検討内容】

現状、議長を除く全議員が委員となる予算決算委員会では、委員会付託された議案を所管の分科会へ送付し、分科会審査の報告を受け採決している。委員会としての機能の充実について検討する必要がある。

【検討結果】

各会派から出された意見を一覧にまとめ検討した。明記することなく、全議員が共通認識を持ち、可能な項目から取り組んでいくこととした。

分科会の比重についての意見もあったが、委員会条例の改正が必要であるため、今後の課題とし、現状のままでいくこととした。

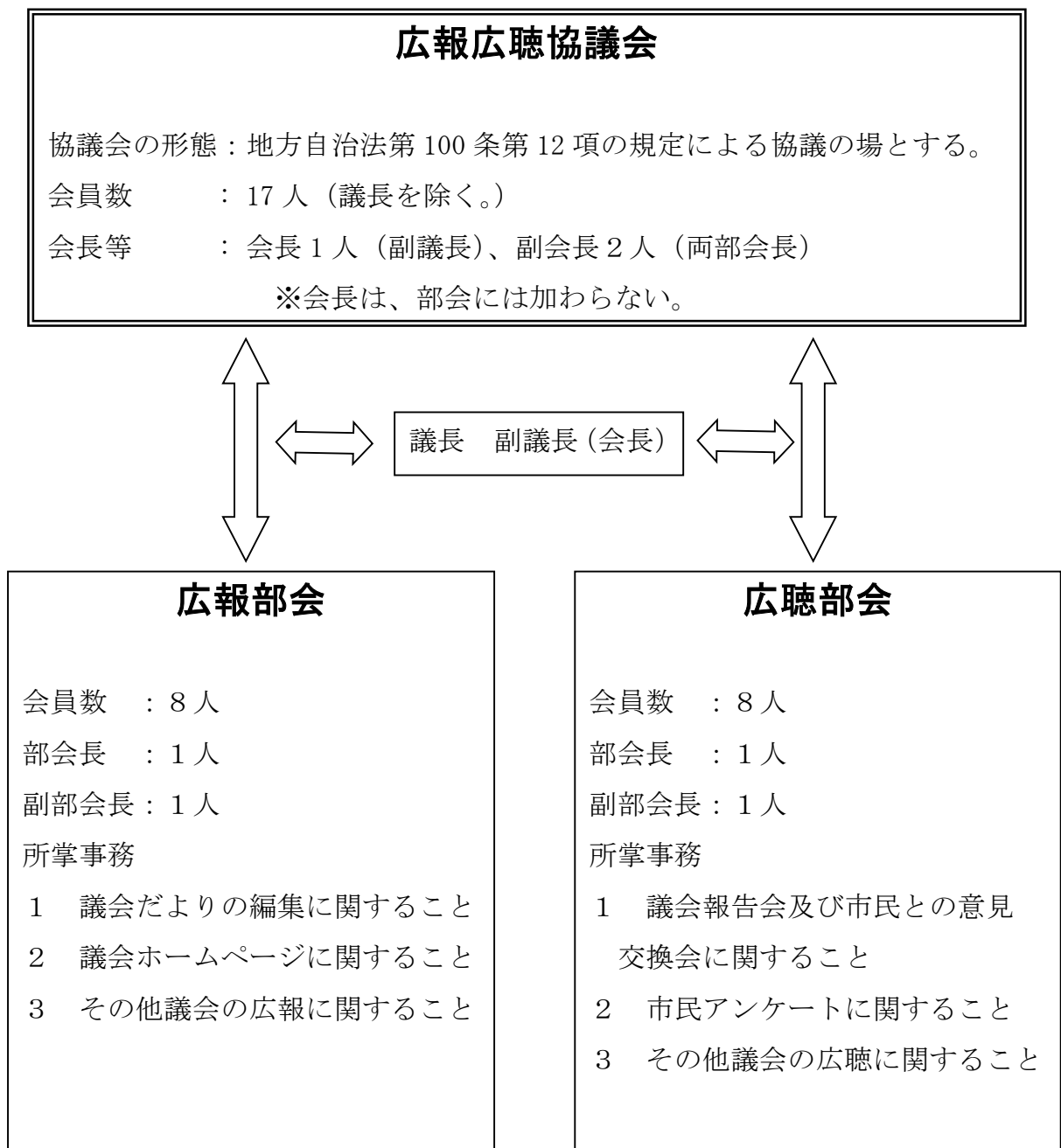
(案)

長久手市議会広報広聴協議会の設置について

目的

長久手市議会の活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握することを目的とする。

協議会のイメージ



(案)

長久手市議会広報広聴協議会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、広報広聴協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会だよりの編集に関すること。
- (2) 議会ホームページに関すること。
- (3) 議会報告会及び市民との意見交換会に関すること。
- (4) 市民アンケートに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、長久手市議会議員（以下「議員」という。）を会員として組織する。ただし、議長は会員とならないものとする。

(会員の任期)

第4条 会員の任期は、議員の任期とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は副議長、副会長は部会長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第6条 協議会に部会を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 広報部会 第2条第1号及び第2号に掲げる事務並びに同条第5号に掲

げる事務のうち議会の広報に関すること。

(2) 広聴部会 第2条第3号及び第4号に掲げる事務並びに同条第5号に掲げる事務のうち議会の広聴に関すること。

3 部会は、部会長及び会員をもって組織する。

4 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会に属する会員の互選により定める。

6 会長は、部会には属さない。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会員の任期は2年とする。

(運営)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、協議会の運営については、長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号。以下「条例」という。）に定める常任委員会の運営の例による。

(協議会等の公開)

第8条 協議会及び部会（以下「協議会等」という。）は、これを公開する。ただし、協議会等の決定により非公開とすることができる。

2 協議会等の傍聴については、条例第16条の規定を準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項はその都度協議する。

附 則

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

所管事務調査の在り方についてのまとめ

- ・視察スケジュールは、日帰り、2泊3日（2年に1度）など、両委員会で調整し、柔軟に運用できるようにする。
- ・委員会の委員選任後、委員会の視察のテーマ、課題を決める。
- ・視察前の勉強会開催、視察後の意見交換会を行い、市関係部局への報告、意見聴取、市民との話し合いなどを行い、意見書・提言につなげるようにする。
- ・視察終了後、全員打合せ会等を開催し、資料等を活用して視察報告会を行う。
- ・視察の際は、各自視察報告書を提出するとともに、速やかに広報部会が積極的に正確な情報を議会フェイスブックにて発信する。
- ・視察報告書は、速やかにホームページに公開する。

予算決算委員会の在り方についてのまとめ

- ・ 税収の見込み等の確認をする。
- ・ 重点事業の予算執行状況について説明を求める。
- ・ 附帯決議や提言等に対する進捗状況の確認をする。
- ・ 決算の結果を予算に活かした取り組みについて確認をする。
- ・ 予算を議決した後の直近の執行計画の報告の確認、交付金等の申請状況について説明を求める。
- ・ 執行が不要になったものの状況や入札等が遅れた場合の説明を求める。
- ・ 全議員が共通認識として、特別会計の説明を受ける。歳入の状況に関しては質疑等をする。
- ・ 行政改革は大変重要で、全議員が共有する必要があるため、可能であれば予算決算委員会として説明等を受ける。
- ・ 分科会で所管事務調査を行う。
- ・ 各分科会の比重の違いについては、議会運営委員会にて話し合っていく必要がある。

タブレットを活用した議会の ICT 化について

1. 導入による効果及び必要性

①紙の削減

- ・紙資料の削減により書類の印刷、整理、保存にかかるコスト・労務の削減が図れる。
- ・ペーパーレス化による環境負荷の軽減が図れる。

②業務の効率化

- ・議案書等の多くの資料を簡便に持ち運べ、資料の検索が容易になる等、議会運営の効率化が図れる。

③迅速な情報共有

- ・庁舎外で市民への説明の際、タブレット利用により、資料を示した説明ができ、広報広聴活動の充実が図れる。
- ・災害時の安否確認等、危機管理体制の強化が図れる。

2. 導入する内容

議会として合意された範囲内で、情報共有システム・会議システム等を配付するタブレットで使用する。

※タブレット機種・端末仕様・導入方法（レンタル等）・通信容量・システム等については、議長チームにて検証

3. 活動範囲

議会活動・議員活動に限った範囲で、庁舎外へ持ち出し可とし、セキュリティの確保も徹底する。端末とシステム使用料及び通信費は、明確な基準を設けたうえで公費負担とする。

4. 文書データの活用範囲

- ①公開されている資料及び未公開資料とする。
- ②取り扱い注意などの非公開資料については、どこまでタブレットで閲覧できるようにするか討論が必要である。

③ホームページで公開され、ダウンロードできる資料については、必要ない。

④保管したデータを外へ出す時の制限について検討が必要である。

5. アプリ等

- ・統一のアプリとし、それ以外のアプリは届出が必要とする。誰が管理チェックし、許可するのかを決める必要がある。
- ・タッチペン・キーボード・カバー等の付属品は個人負担。

6. ペーパーレス化スケジュール

※添付省略

7. 検証について

利用開始後随時検証し、改選前令和4年12月ごろ、運用要綱等含め活用について検証する。